

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十七年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人あすなる会 特別養護老人ホームあすなるの郷浦和	埼玉県さいたま市緑区大字三 室三千二十九番地三
老人ホーム	株式会社ニチイケアパレス 介護付有料老人ホームニチイホーム大宮二丁目千三百三十四番地	埼玉県さいたま市北区日進町 七番地一
老人ホーム	社会福祉法人望未会 特別養護老人ホームサンライズガーデン (従来型)	埼玉県深谷市上手計三百十 七番地一
老人ホーム	社会福祉法人望未会 特別養護老人ホームサンライズガーデン (ユニット型)	埼玉県深谷市上手計三百十 七番地一